

江東区旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び<u>旅館業の業務の適正な運営の確保を図るために必要な事項</u>を定めることにより、<u>宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、かつ、区民の安全で安心な生活環境を確保し、もって本区における旅館業の健全な発達及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>隣接土地所有者等 公道（道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路及び敷地が公有地（国又は地方公共団体が管理するものに限る。）で現に一般交通の用に供されている道路をいう。）から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の所有者又は管理者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条の2 <u>旅館業の業務の適正な運営の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>(1) <u>宿泊者に対して良質なサービスを提供すること。</u></p> <p>(2) <u>宿泊者及び区民にとって安全で安心なものであること。</u></p> <p>(3) <u>地域の生活環境との調和に考慮すること。</u></p> <p>(4) <u>地域コミュニティの活性化に寄与すること。</u></p>

(申請書の添付書類)

第2条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者(以下「申請予定者」という。)は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする土地又は建物が自己の所有に属しないときは、旅館業を営業するものとしての事業用賃貸借契約書の写し又は当該土地若しくは建物の所有者その他の権原を有する者が当該土地若しくは建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証するものとして、規則で定める書類

(標識の設置等)

第3条 申請予定者は、関係住民に旅館業に係る建築計画及び建築計画以外の計画(以下「旅館業営業計画」という。)の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。

2・3 (略)

(説明会の開催等)

第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により旅館業営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。

2 (略)

3 申請予定者は、関係住民から第1項の規定による説明会等を行うよう要請があった場合は、応じるよう努めること。

第5条～第8条 (略)

(申請書の添付書類)

第2条の3 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者(以下「申請予定者」という。)は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする土地及び建物が自己の所有に属しないときは、旅館業を営業するものとして当該土地及び建物の所有者その他の権原を有する者が当該土地及び建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証するものとして、規則で定める書類

(標識の設置等)

第3条 申請予定者は、関係住民及び隣接土地所有者等に旅館業に係る建築計画及び建築計画以外の計画(以下「旅館業営業計画」という。)の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。

2・3 (略)

(説明会の開催等)

第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民及び隣接土地所有者等に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により旅館業営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。

2 (略)

3 申請予定者は、関係住民又は隣接土地所有者等から第1項の規定による説明会等を行うよう要請があった場合は、応じるよう努めなければならない。

第5条～第8条 (略)

	<p>(営業者の責務)</p> <p><u>第9条 営業者は、基本理念にのっとり、旅館業の業務の適正な運営の確保に向けて区長が行う指導、勧告、助言又は情報の提供の趣旨及び内容を十分に理解し、真摯に対応するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 営業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その営業施設が所在する地域において行われる地域活動への参加等を通じて、地域住民との信頼関係の構築に努めなければならない。</u></p>
<p>(営業者の遵守事項)</p> <p><u>第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。ただし、緊急時における迅速な対応を可能とする規則で定める体制が整備されていると区長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(営業者の遵守事項)</p> <p><u>第9条の2 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>(加える)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>(3) <u>営業施設の入り口には、緊急時に当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させる場所に通じる連絡先を掲示すること。</u></p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <u>宿泊者に対し、関係住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として、次条に定める宿泊者の遵守事項及び営業施設の使用方法を書面等により事前に説明すること。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>(9) <u>営業施設内に宿泊者が滞在する間は、少なくとも24時間以内に1回、営業者又は営業従事者が当該営業施設に赴いて当該営業施設の状況及び宿泊者が次条に定める事項を遵守しているかを確認し、遵守していない場合は当該事項を遵守させるとともに、その結果を記録及び保管すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p>

(加える)

(宿泊者の遵守事項)

第10条 宿泊者は、営業施設を利用するに当たっては、規則で定めるところにより、営業施設の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第11条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(10) (略)

(加える)

(加える)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第12条 (略)

2 前条第1号から第3号まで、第4号ア及びウ、第5号から第8号まで並びに第10号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第13条 (略)

2 第11条第3号、第4号及び第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

第14条・第15条 (略)

(措置命令)

第16条 区長は、第9条第1号又は第6号の規定に違反する者に対して、その行為の是正

(10) 営業施設の運営に当たり必要な法令の趣旨を理解し、営業施設の適正な管理に努めること。

(宿泊者の遵守事項)

第10条 宿泊者は、営業施設を利用するに当たっては、基本理念にのっとり、当該営業施設において旅館業を営む営業者から説明を受けた事項を遵守するとともに、規則で定めるところにより、営業施設の周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第11条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(10) (略)

(11) 営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること。

(12) 営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第12条 (略)

2 前条第1号から第3号まで、第4号ア及びウ、第5号から第8号まで並びに第10号から第12号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第13条 (略)

2 第11条第3号、第4号及び第7号から第12号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

第14条・第15条 (略)

(措置命令)

第16条 区長は、第9条の2第1号の規定に違反する者に対して、その行為の是正に対し

に対し必要な措置を命ずることができる。

(加える)

(公表)

第17条 区長は、前条の規定による命令を受けた営業者が当該命令に従わなかったときは、事実経過を公表することができる。

2 (略)

第18条 (略)

必要な措置を命ずることができる。

(過料)

第17条 区長は、前条の規定による命令に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

(公表)

第18条 区長は、第16条の規定による命令を受けた営業者が当該命令に従わなかったとき又は前条の規定により過料を科したときは、事実経過を公表することができる。

2 (略)

第19条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第9条の2第1号の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第11条第1号及び第12号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。